

令和元年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示98号

令和元年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和元年9月5日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和元年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月9日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
16番 田 岡 秀 俊	

欠席議員 1名

15番 川 原 茂 行

会議録署名議員の指名議員

10番 白 川 皆 男 11番 大 西 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦

教 育 長	三 原 一 夫	総務課長兼仲南支所長	長 森 正 志
企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	黒 木 正 人	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	河 田 勝 美	農 林 課 長	小 縣 茂
琴南支所長	萩 岡 一 志	教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	地籍調査課長	岸 本 広 宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

川原議員より欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、白川皆男君、11番、大西樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきますが、その前に、先月末における九州北部長崎県、佐賀県、そして福岡県等で大雨により被害が出ております。佐賀県の武雄市におきましては、28日の未明からの24時間雨量が306ミリと、かつて経験したことのないような雨量であるとのことであります。武雄市においては、市内全域は水浸しとなり、油の流出等により農業等に壊滅的な被害が出ておるところであります。亡くなられた方や被災された多くの方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に基づきまして、1番目の東京五輪パラリンピックのホストタウンについてお伺いいたします。

来年の2020東京五輪パラリンピックに出場する海外選手と日本の地域、住民との交流を図るホストタウン事業で五輪参加を見込む207カ国、地域の3割以上の71の国や地域やまだ相手の自治体が決まっていないとの新聞報道がありました。

平成16年1月から始まり、7月末までに136カ国、地域が416自治体と決まって

おるそうであります。県下においても、県と丸亀、坂出両市が共同でブラジル、デンマークなどの7カ国と、高松市は台湾、東かがわ市においては香港と、お隣琴平町、三豊市では共同でベルギーと登録されているようであります。琴平町長の話では、卓球等が三豊市で、宿泊は琴平でとのことの様であります。一昨年、1年ほど前から準備がされていたようであります。

最近、土庄町が地中海の島国でありますマルタと登録され、自治体数もふえまして442自治体、152の国、地域が決定されたようであります。

先日、土庄町にお伺いしましたら、昨年より話は出ていたそうではありますが、本格的にはことしの7月から登録されたようであります。そしてまた、五輪終了後に選手たちとスポーツや中学生の部活の指導とか、小豆島の特産品でありますオリーブとかしょうゆ等の紹介なり、体験ツアーなどを通じ、一過性ではなく、五輪後も継続して交流を考えているようであります。

本町においても、現在、中学生がシンガポールとの国際交流がされていますが、オリンピックを機会にホストタウン登録を図り、交流を図るべきかと思われませんが、町長の考えをお伺いたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員の御質問にお答えいたします。

松下議員の御質問は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンとしての受け入れについてでございます。

ホストタウンとは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を図ることを目的とするものでございます。

ホストタウンの仕組みにつきましては、大会等に参加するために来日する選手などや大会参加国・地域の関係者、または過去にオリンピック・パラリンピックに参加したことのある日本人オリンピック・パラリンピアンの方々との交流を行う交流計画書を内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局に提出し、交流計画が交流相手国に関する内容や交流の取り組み内容が確実かつ大会後も継続的に実施される見込みがある場合にホストタウンとして登録されます。

ホストタウンの登録状況は、本年8月30日現在で登録件数が375件、自治体数が442自治体で、152の国及び地域となっております。香川県におきましては、登録件数が5件で、1件目は香川県と丸亀市、坂出市の共同登録、2件目は三豊市と琴平町の共同登録、あと高松市、東かがわ市、土庄町がそれぞれ登録されております。

ホストタウンの登録している自治体は、姉妹都市提携や国際競技の実施、競技会場を有する、歴史的なつながりなど、相手国とのつながりがあることや、今後、交流を始めようとする自治体が登録されております。まんのう町では満濃中学生20名をシンガポールへ

海外派遣を行っていますが、今後、まんのう町が商工、農林業、観光、スポーツや教育、文化などの分野において継続的に交流を行うには何がよいのか検討する必要があり、まだまだ時間を要します。今後は姉妹都市提携や国際交流協定を視野に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長の御答弁いただきましてありがとうございます。

その中で、満濃中学生による20名近くがシンガポールへ毎年派遣され、交流されております。そういう点で、東京オリンピックが絶好の機会かと思われれます。外国との交流を促進され、町の活性化につながればと思いますが、再度、町長のお考えをお聞きいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

松下議員さん御指摘のように、毎年、満濃中学生20名をシンガポール海外派遣を行っておるところであります。それが今回のホストタウンに直接結びつくような要件は少し今のところは考えられませんので、今後、十分調査をし、検討していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 先ほど申しましたように、土庄町においても五輪出場後に選手等を招待し、スポーツイベント、そしてまた、中学生への部活の指導とか、そういう点に力点を置き、一過性ではなく、五輪後も継続して交流をしていくとのことですので、まんのう町もそういう方向でぜひお願いしたいと思えます。1点目を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 2番目は、琴電羽間駅にあります駐車場、駐輪場にトイレの設置はできないものかについてをお伺いいたします。

ことでん羽間駅の北側に旧国道を挟んでパーク・アンド・ライド無料駐車場がありますが、32号バイパス工事の完成後、残地の一部を国土交通省から譲り受け、貸与されたものかと思われれます。そして、駐車場として無料提供されているものかと思われれます。駐車スペースの線引きで55台余り、自転車・バイク等が30台余りは置けるような設備になっております。土日には車が25台近く、自転車・バイク等は20台余りですが、平日になりますと、車が約70台余りで、自転車・オートバイ等を含めまして30台余りと満杯の状態であります。そして、なかなかふだん一般の方々はそのへん駐車がしにくいのではないかと感じております。

ことでん本社に問い合わせましたら、羽間駅では1日に平均260名の方々が乗降され、通勤、通学等に利用されているようです。駅にはトイレがなく、利用者の多くの方から駐車場にぜひトイレの設置との声がありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下一美議員の、琴電羽間駅にある駐車場にトイレの設置はできないかとの御質問にお答えいたします。

羽間駅前にある駐車場は、その名称を県道高松琴平線パーク・アンド・ライド駐車場とありますが、本町は道路管理者である香川県と管理協定を締結し、その清掃業務と管理業務を任されております。

今回の松下議員の御質問を受け、香川県にその見解を問いましたところ、この駐車場は休憩機能が登録要件となる道の駅などとは異なり、都市部への自動車の流入を抑制し、交通渋滞の緩和や大気汚染の減少を図ることを目的として整備したものです。したがって、トイレの設置については、道路管理者が設置することは目的外となり、適切ではないので、難しいと思われましてとの回答でございました。

なお、駐車場利用者は、その大半が琴電利用者でもあるため、琴電に対しましても、駅構内へのトイレ設置について御意見を伺いましたが、駅構内のトイレ設置につきましては、駅の新築や改修の際に検討することになります。設置及びその後の維持管理には多大な費用を要することになるため、一日の乗降客数やトイレ利用者想定数などを勘案しながら検討することになりますとのことでしたので、よろしくお願いたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 町長答弁では、ことでもなかなか難しいというようなことですが、通勤、通学の多くの方々が高松方面が多いかと思われまして。逆にまた高松からまんのう町内の企業へ通勤されている方もいますが、いずれにしても約1時間近くかかります。早急にトイレの設置が望まれるところであります。

琴平から築港までの22駅がありますが、1日約5万8,700人余りの方が利用されているとのこととあります。そして、ちなみに乗降人員の多いのは、平成30年の平均でありますけど、瓦町で1万4,350人、築港駅においても1万2,860人余りです。その中でトイレのない駅が榎井、羽間、畑田、挿頭丘、羽床もありますが、五つの駅であり、半数近くの11の駅におきましては、琴平、岡田を初め、身障者用のトイレも設置されております。

朝夕のラッシュ時においては、4両編成でありますので、ホームが長くなっております。そのため設置場所がないものと思われまして。今、町長が言われましたように、改修時期にトイレの設置というお話もありますけれど、私もたまには高松へ行きますけど、駐車場の心配なく便利であると思われまして、時々、利用しておるんでありますけど、トイレの設置はぜひとも必要と思われまして。町長の答弁を再度お願いたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

駐車場におきましては、県のほうは少し無理だということでありまして、やはり利用者はほとんどがことでもんの方で、ことでもんを利用する方がトイレも使うということになると

思いますので、ことでん構内の敷地内へのトイレ設置が適当でないかなと思いますので、まんのう町民の要望ということで、ことでんのほうへも要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 そこで、町長に先ほど写真を提示しておりますけど、一級河川であります土器川におきましても、長尾ふれあいパークの河川敷の中に、写真にお示しのように簡易のステンレス製のトイレが設置されております。幅は1メートル90ぐらいであります。奥行きは2メートル25センチぐらいでありますけど、広さにしますと1.3坪余りでありますけど、非常にコンパクトにまとめられた小さな手洗いもあります。小便器と和式の大的のほうとドアがついて、コンパクトにまとめられておりますが、そういうものはぜひとも検討いただき、設置願えるようお願いしたらと思います。

県の関係だと申しますけど、一級河川の土器川といえども、これも余り一般的には利用されておられません。しかし、長尾ふれあいパークの管理をされております老人会とかゲートボールとかいろんな関係の方が利用されておりますけど、羽間駅はことでんともいろいろと十分御相談いただきまして、できるだけ早期の設備設置をお願いしておきたいと思っております。

町長はできるだけ県当局とも話し合いし、駐車場をつくるだけでなく、それにあわせてトイレはぜひとも必要なものでないかと思っております。満濃町の庁舎におきましても、駐車場にトイレを設置されておりますし、いろんな機会に利用されている方がおると思いますので、今後とも十分検討いただきたいと思っております。

それで私の質問を終わらせていただきますけど、町長の明快なる設置に向けての努力いただきますようお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 それでは、お願いいたします。先日、きょうと2日目と、非常に高尚な質問、また、内容の濃い難しい質問が大分多かったと思っておりますけど、私は、町長さん、本当に非常に簡単で、しかも差し迫って今の状態がどうあるべきかという、また、将来に対して地域の生命と財産を守る点に直結しておりますので、全般ではないけど、部分的には非常に重要なポイントでございますので、質問は簡単にわかりやすく説明しますが、答弁は掘り下げて深くここ数年来やってきたことと、将来的にどのように町として責任持って対処していくかという点をお願いします。

まず一点に、小規模ため池のその後の管理状態についてお願いします。

これは以前から話は何回も委員会でも出ておりますし、本会議でも出ておりますけど、まだ十分達成できておりません。その小規模ため池においても、水利組合、また土地改良が関係しておる以外の物件、個人のものか地域のものはっきりわからないような物件が

あります。表通りを見てわかりませんが、一步中へ入ると、10メートル、20メートル、時によっては100メートルぐらいの谷の奥に小さいため池を持っております。今は進入路もないし、整備もしておりませんから、寄りつくこともできません。ただ、寄りつくことができないけど、ひとたび今のように温暖化によって集中豪雨がなされた場合はどうあるべきかと考えたら、非常に問題点が多いんでないでしょうか。

つい先日も、私の友達が電話してきて、長炭のほうの方ですけど、佐岡のちょっと下のほうですか、「おい、そっちはどうや。こっちはバケツで移すほどの雨が降って恐ろしいが」と。あるいは仲南地区の一番まんのう町に地区におりますけど、うちのほうは晴れておるし、全然降っておりません。その逆に、うちのほうが仲南地区で集中的に恐ろしいほどの雨が降ったときに、逆に長炭のほうへ電話をしたら、今は晴れておると、全然降っていないと、そういう状態がありますので、どこで部分的に集中的なゲリラ豪雨が来るかもわかりませんので、そういうときに、ひとたびわからない山の中にある小さいため池が崩壊した場合に、水だけじゃなくしてヘドロも一緒に流れてきます、今、ニュースなんかで見えていますと。そのときに人的被害になるし、また、恐ろしいような想像もつかないような災害が起きると思います。これについて、そういう個人のところは個人でしまいして、家が流れたら自分でしまいしたらええと言われるか、それともやっぱり調査して安心・安全のまちづくり、また、人口減少に対してもそういう安全提供してあげて、そこへもう一回住みつく。ここにもし建てかえてやれば、いつ崩れてくるかわからん。そういうところでは住めないといって逃げ出すのを放置しておくか、その点を明快に町としての説明をお願いします。するかしないか、ほっとくか、危険が来て、例えば家が流れてなくなった、そのときにまた対処するというか、その以前に調査してちゃんとやっていただくか、それを問いたいんです。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの小規模ため池のその後の管理機能についての御質問にお答えいたします。

近年、全国を見ますと、集中豪雨や台風などにより池の堤防が決壊し、人的・物的被害が発生する事例がマスコミ報道等で多く見受けられます。

本町では、防災上危険で放置することのできない5,000トン未満のため池を対象に、災害の未然防止を目的として小規模ため池防災特別対策事業を実施いたしております。なお、この事業にはため池の機能を強化することにより防災を図る保全型と、ため池の機能を喪失させることにより防災を図る防災型という二つの種類がございます。

まず、保全型ですが、これは老朽化等により低下したため池としての機能を取水施設・洪水吐及び堤体を改修し、回復させることにより決壊を防ごうとするものでございます。

次に、防災型ですが、これは受益農地がなく、堤体等の崩壊の危険性があり、もしくは既に崩壊しているため池の堤体を開削し、下流の既設水路に接続することにより、決壊そのものをなくそうとするものでございます。

いずれの事業も実施後は地元により安全かつ効果的に管理がなされており、本町としましては、町民の生命・財産確保を第一義とし、住民の皆様が安心して生活していただくため、こうした事業を積極的に推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 町長としての回答をいただきまして、聞いている方も少しは安心になったのではないかと思います。

以前からこの話は出ておりました。ただ、合併以前の二十数年前には小さい老朽ため池をどうするかと、パイプ配管をやっておるから、もうほとんど使わんでないかというので、問題は出たんです、提案は。私も出しましたし、数回議論もしました。ただ、ひょっとすれば、そのため池を残しておけば、林野火災のときに役立つやないかと。どうしても大干ばつになったとき、その水を流して下流に放流すれば、また何かの役に立つんでないかというので、結局、残してきたわけです。ですから、勝手に放置して、なすがままにやったのではなくして、最近、御承知のとおり、農家関係もやっぱり若いものの農業離れで、うちのほうは一応パイプ配管がありますから、パイプ配管が故障しない限り、水の便はいけます。ただ、親池に水が空っぽになれば、それで終わり、これは御承知のとおりです。

ですから、そういう中で、恐らくここ十数年、その池を利用して稲作云々に利用した点もないし、おかげで林野火災も発生しておりませんし、だんだんだんだんと堤体が傷んでくる。町長さんが言うように堤体を補修して云々でなくして、堤体を整備して池を撤去する。それには、地区によっては置いといてくれという地域もあるそうです。それは残してあげて、後は自分で管理してもらったらいじゃないですか、一旦、そういう話で。数年後にまたそれを工事で改良してくれといったら、それはやっぱりできんと思います。この際、線を引いて、一回全部整備するというか廃止して、堤体を撤去してやっていただきたい。今、町長も言われましたけど、それが一番安全でないかなと思っております。

ですから、さっきも申しましたように、それはうちが管理がするから置いといてくれといった場合は、そこを残してあげて、あと何かあったら全部責任を持ってやってもらうと。

ただ、それを調査で行くのにも、今は進入路がほとんどありません。ここ20年ぐらいほっとくと雑木がたくさん生えて、以前は全部水利で山まで行って、池を見て、我々は家の近くの池で水泳しよった、そんな感じの池ですから、それがやっぱり今ごろだったら寄りつきもできません。そういうところをやっぱり再調査していただいて、安心して、ちょっと集中豪雨が来ても、今の状態でなくして安心でおれるというような状態にしていきたいと思うので、再度。

○田岡秀俊議長 答弁、建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

ため池は全て一度調査をしまして、防災マップ、ため池マップを作成しております。今年度も新たな法律が制定されまして、先ほど三好議員さんがおっしゃられたように、公共

施設、公共団体が持っているため池じゃなくて、個人さんの持っているため池、こちらにつきましても、今、107名の方に新たに台帳整備をするために通知を送っております。その中で、どうしてもやっぱり前回調査したのが古いもので、中には亡くなっておられたりとか、あと代表者の名前が変わっていたり、それと連絡先がわからない、こういったところは、今回、調査することによって、改めて台帳を整理することによって、公共施設だけでなく、個人さん所有のため池についても、何か危機、緊急を要する場合に早急に対応できるように、そういった観点からため池台帳も、今現在、整備する途中の段階でございます。以上、報告申し上げます。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 全部調査していただいたということで理解していただけるでしょう。その中で、自然崩壊して堤体が崩れて下の水路に流れていっとるところもあるし、水路は堤体の土砂が流れ込んで、部分的に水路が詰まっているところもあるし、それが最近のような集中豪雨が来れば、本当に怒涛のように山水が押しかけてくるので、そのときに一発してそのたまっている汚泥が流れると、被害は恐ろしいほどの被害になるんじゃないかなと思いますので、今、課長が言われたように十分調査して、災害マップに上げてあるというのを聞きまして安心しました。

なお、再度、やはりそこは我々で管理するから置いといてくれということがあれば、それはそのまま置いとって、あと何かあったら、自分で全て損害から被害からしまいしてもらおうというのはやっぱり何か一筆つくってもらわんとどうやろか。ひょっとしたら、流れたらまた公的なあれでしまいしてくれるんだろうか、どうだろうかという不安感があるので、やっぱりこの辺で一つ、課長、線引きして、何とかすると。あとは自分らでやってくれと。いつまでも、これから5年、10年先になってから、また逆戻りして云々ということとはできないと思いますので、十分、そここのところ、町長、やっぱり次どなたが責任者になっても、これは永久に続くわけですから、もともと残したのも、林野火災とか何かあって、大干ばつの場合は、そこを抜いて放流すれば、下流のほうで多少でも助かるんでないかという意味で残したわけですから、多分、これは議事録は残っておると思いますけど、調べれば、議事録は5年保存か10年保存か知らんですけど、20年ぐらい前のが残っておれば、全部それを議論したのがありますので、最終的に、町長、線引きをこしらえて、心配すな、安心して町に任せておけというような力強い宣言を一つお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど課長からも答弁がありましたように、5,000トン未満の全てのため池も、個人持ちのため池につきましても全て調査が終わったということでありますので、今後はその池、防災のために改修して残しておくのか、水が流れないように堤体を掘削して池としての機能をなくするのか、一つ一つ検証してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 再度、町長さんが力強い答弁をいただきました。改修して保存するのか、堤体を崩して池を廃止するのかという点ですけど、改修するのは相当費用がかかるし、もし数十年たってまた同じような歴史を繰り返すので、この際、できるところは全部堤体を取り除いて、5年、10年、20年先も同じ状態でいけるというような状況をとっていただきたいと思いますので、そのように約束してください。お願いします。課長、それでその後の自分ですてくれと。それでいいですね。町長さん、それでいいですね。今回は堤体の補修でなくして、全部堤体を取り壊して自然に返してくれと、安心ができるように。それでだめで、うちは大事やから置いといてくれというところは、その方で管理してもらって、あとは補修してもらったらいいいじゃないですか。それでないと、また5年、10年、20年先に同じような状況が出てきたら、後々、若い人も困りますので、その辺の線引きをよろしく願いしておきます。よろしいですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、公共の池、また個人持ちの池等もありますので、特に個人持ちの池につきましては、持っておられる方の責任ということですかね、その人の責任において、今後、管理してもらおうということになりますので、その辺、持ち主と十分相談をして決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 町長、くどいようですが、さっき、課長とか町長が言われたんと少し違うんですけど、個人池は個人で管理せえというんでなくして、個人が持つておるところも、個人で十分整備ができるので、今回、町にお願いするところは堤体を取り壊して自然に返すと。堤体の修理は金が要るから結構です。そう言ったんですけど、やっぱり個人のところは個人で責任を持ってやってもらおうというんじゃないかと、この際、線引きをして、今後は、線引きに漏れたところは、個人が手を挙げたところは個人で管理してくださいよという点を誤解ないように。そこのところをお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

個人持ちの池につきましては、あくまでも個人さんの責任ということでありますので、今後、どうしていくかということも十分その方とも相談させていただいて、危害を及ぼさないような形にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 ちょっと、町長さん、理解に苦しむ。さっきは、個人の分もちゃんとしまい整備をしてやるというたんが、今度、個人の分は個人ですてもらって、あとは管理は個人で責任を持ってやってもらおうというのと、さっきの答弁とちょっと違う、聞いとると思うけど。課長、違わへんか。さっきの分は、個人の分も全部整備して、もとのあれに

返すと。ただ、堤体を補修することは非常に金がかかるのでできないという答弁だったと思う。だから、町長さん、大きなダムとか池みたいに何千万円も要らん、数百万円で全部終わるんです、小さい池ですから。大きな池やったら1千万円、2千万円という補修費が要りますけど、小さい池ですから、本当に機材を持って行ってやれば、理解さえ得られれば簡単にできると思いますから、町長さんは専門家やからよくわかると思います。そないに数千万円も数億円も要る話と違うんで、数十万円から数百万円の話ですので、この際、一切合切、こういう時期ですので、安心ができるようお願いしたいというのが地域の方の要望なんです。ですから、個人のやからほっとくというんでなくして、個人でできんから町へお願いして、しまいをしてくれんかと。課長と町長と専門家2人おるんで、言うたら簡単なことやろ。やってあげますいうたら終わることや。そないな何千万円も何億円の話しよれへん、数十万円、数百万円の話やがな。それで住民が安心できるんやから、安いもんです、費用対効果で言えば。

○田岡秀俊議長 答弁、建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 三好議員さんのただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、小規模ため池防災対策事業というものの内容なんですけど、当然5,000トン未満であること。それと、防災上の観点から、個人だけじゃなしに周りからも放置できないものであることというのがございます。

その中で、防災型工事につきましては、まず一点、ため池に受益がないこと、これが要件になってございます。1件でも要件があれば、この防災型というのは対象になりません。

2件目が、工事施工後に存する土地及び施設の新たな管理者及び管理方法があらかじめ定められていること。これは開削をして、その後の施設の維持管理を誰が責任を持って管理するのかという、こちらが事前に定められておることが条件になっております。

3点目が、小規模ため池保全管理委員会において、ため池の存在する地域の土地改良区その他関係団体の同意が得られるものであること。これはその地域の自治会であるとか土地改良区、こちらのほうが開削をしてため池を機能をなくするということについて同意が事前に必要になってございます。当然、こちらは土地改良事業になっておりますので、町の予算投下、これを個人さんの土地に資本投下するわけにはいきませんということで、もし個人さんの土地、池であるのであれば、事前にその個人さんから土地の所有をまんのう町なり、また、土地改良区に所有権移転をしておく、こちらが条件になってございます。

こういったところをもろもろ勘案して、それとまた、あとこちら重要になってくるんですが、土地改良事業ですので地元負担が発生します。この開削事業であれば設計委託と200万円を超える工事費については地元、個人さんが負担し切れないのであれば、防災上、影響をこうむる諸団体、こういったところがその受益に応じて負担を負うことを了解していただく。こちらがこの事業の採択の条件になってございます。こういったところを賛同していただいて、では、町、この事業を申請しますんで、よろしくお願ひしますとい

うことであれば、町としてはその要件に沿った形で事業を実施し、当然、開削であれば、池の堤体の真ん中を切って、そこから水路を既設の水路につないで水を流すことによって、防災上、下流域に支障が及ばない状況を創出すると、こういったところを考えております。ということで、以上、三好さんの質問にお答えいたしました。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。全て何においてもやっぱり合意が要ると。個人のものか公共のものかいうのでわかります。ただ、今回の場合は、小規模ため池で、さっきもここで言いよったけど、5,000トン以下云々いうて、そんな大きなんで、洗面器をちょっと大きいにしたような池がたくさんあるんです。それもやはり一旦崩壊すると、周囲にいろんなものを及ぼすと。ただし、個人のやったら個人でしまいせえというて、個人の家の中を、壁を塗りかえしまいせえというるとんとは違いますから、一応、谷の奥のあれは準公共的なものだと思いますので、そこら辺はやっぱり県とか国とかの補助金でなくして、町単位で堤体を崩すというんだったら簡単にできると思いますので、それをお願いしとるんです。意味わかっていただけでしょ、町長さん、土木やから。そないに大きい数千万もの話しよらへんの、課長。担当でやれとゴーサイン出したらできる問題ですよ。そういう何かを一つあげれば、やっぱりあの条例じゃ、この条例じゃ、条例条例で縛って、最後はできんで、気がついたら大ごとになったと。そういうことのないように、町長さん、本当に早急にぜひとも町民の安全と安心と、個人のやからほっとくんじゃなくして、周囲にも迷惑がかかりますので、ぜひよろしく力強いあれをお願いしておきます。

だから、町長、おれが責任者や、任せといたらそれで終わることなんですよ。それで反対するもんはええやないですか。聞いとってよ。それで地域のものが反対するんやったら、それで置いとったらええやないですか。あとは個人でしまいしてもろたらええやない。1回線引きせんと、いつまでたつんだらうかという話が出ております。最近、また変則的な集中豪雨で、まんのう町でもあそこ降って、例えばこの辺でも多度津に大雨警報が出て、ここは晴れてると。まんのう町でも、琴南のほうに大雨洪水警報が出て、この辺は晴れとる。そういうような状態に最近なつとるわけですので、ぜひとも。それを心配しとるわけなんです、皆。うちの上のはどうやろかと。ひょっと降ったら家が飛べへんのやろか。家のないところはまだええけど、家のないところはええといっても、下に田んぼがありますから、それはまた怒られますけど、その辺を大きな金で国・県に相談するほどのこともないですから、ぜひとも町の判断で、地域の危害の迫つとるところを助けてあげてちょうだい。それだけです。はっきりした返事をもう一回ください、再度。これは聞いとりますから。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

5,000トン未満の小さなため池で、なおかつ、防災上危険性がある池につきましては、地域の土地改良、地元の人、また所有者等々に十分相談して、危険が及ばないように

十分検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 はい、わかりました。特に仲南地区は地形上の問題でやっぱり小さいため池がたくさんありますから、その後にパイプ配管で各田んぼに全部水道のバルブついていますから、帰って昼寝して出てきたら、田んぼで水が満タンになっている、そういう状態ですので、なおかつ、そういうところに管理が不行き届きでできておりませんので、ぜひとも安全・安心の町でお願いしておきます。

これで町長もうなずいて、課長もいける。そないな大きな心配することないんよ。やってやるといや、住民は喜ぶんよ。それが行政じゃがな。住民を助けるのが行政でしょうが、全てにおいて。個人ではできんけど、行政やったらできる。そのためにこういう議場があるわけですから、ぜひともお願いしておきます。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好勝利議員 2番目もあいつがまたあないなこと言いよると笑う人がおるけど、笑う人は笑ったらええじゃないですか。それでもやっぱりその地域で関係者は、非常に朝晩安全管理に危惧しとるわけです。2番目は池と同じで、老朽橋、あの小さい橋、個人でつくったか町がつくったかわからんような橋が至るところにあるし、我々のように基盤整備を完全にしたところは、その基盤整備の中を全部水路も整備してますけど、それから離れたところに、そういう生活道の関係とかいろんな関係で、建設課のほうは管理しとるかどうかわからんけど、多分、この老朽橋においては管理してないんじゃないかなと思いますけど、その辺を町のほうで数と、この橋はもたない、危ないというのがあれば教えていただく。県管理、町管理の橋はほとんど整備がなされて、特にさっきも申しましたように、基盤整備した範囲内のはほとんど安心・安全の橋に変わっております、水路の改良してますから。そこのところを把握しておれば教えていただきたいし、把握してなければ、調査するなり、各地区の自治会長さんとか農業委員さん、各自治会との懇談会においては、道路の舗装とか水路が詰まったとかいうのはありますけど、橋の点はほとんど出てないと思いますので、そこのところ、どの程度管理しておるか、今後、危なかったら、直接町のほうへ言うてこい、何とか現地調査してあれしてやるわというか、そんなのはおまえでせえと、落ちたら落ちたときの運が悪かったとって言われるか、そこのところ答弁をお願いします。非常に簡単なことですから、これ。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好勝利議員の老朽橋のその後の安全管理状況についての御質問にお答えいたします。

本町が管理する橋梁は、架設後30年以上経過した橋梁が全体の7割を占めております。近い将来、一斉にかけかえ時期を迎えることが予想されております。したがって、橋梁の長寿命化を図り、修繕及びかけかえに要するコストを縮減するため、計画的かつ予防的な

対策である橋梁長寿命化修繕事業を現在実施いたしております。

この事業では、まず、平成26年度から30年度までの5年間をかけ、町道橋全255橋を点検し、老朽化、つまり修繕の必要度に応じて全ての橋梁を4段階に分類いたしております。

なお、その内訳としましては、最も安全な順から、1「健全と判定された橋」が130橋、2「予防保全段階」が107橋、3「早期措置段階」が16橋、4「補修を施しても修繕できない橋」が2橋となっております。

そして、そのうち3の早期措置段階の16橋を橋梁長寿命化修繕事業の対象として、順次、計画的に修繕工事を実施しておるところですが、現在の状況を申しますと、修繕工事が完了している橋が4橋、現在、修繕工事を実施している橋が3橋、修繕工事の設計に着手している橋が6橋、そして、今後、設計を実施する予定の橋が残りの3橋となっております。

なお、4番の補修を施しても修繕できない橋の2橋につきましては、現在、一般車両の通行制限を行うなど安全管理を実施しておりますが、今後どのようにしていくか、地元の皆様とも協議した上で、その方向性を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好勝利君。

○三好勝利議員 わかりました。調査していただいて、A級、B級、C級に分けていただいて、最後の2件はどうするかということまで調査していただいとると思いますけど、やはり各地区は各地区の責任者、うちもやっぱり平均で議員さんがおいでます。その方は近所の橋のことを知っておりますけど、私が琴南地区の奥のほうの橋といたって全然通ったこともないし、高篠の下の橋も行ったことないし、面積が広いですから、仲南地区やったら大体わかります、ずっと歩いてますから。ですからそういう点で、やはり地区地区には要望があると思いますけど、その要望のないところはいいじゃないですか、要望がないところはそれでいっておるわけですから。さっきも町長が言われたように、早急に通行どめとか云々になる場合は、地元と協議して、撤去するなりなんなり、それで置いとくんだったら、そのかわり、あとは全部、さっきの池と一緒に地元で面倒見てくださいよと。やっぱりそういうところまで持っていかなと、安心・安全ができないと思います。ですから、丸亀三好線についても、我々は丸亀三好線を毎日利用してますけど、ここにおいでる議員さん、あとの9割の方はほとんど関係ないわけじゃないですか。通ることはまずないと思います。温泉に行くとき通るか通らんかわかりませんが、そんなもんで、地元で我々も要望が強いから、ここへ立ってあえてお願いしとるわけですので、ぜひともこの危険箇所から順次、これも橋は池のように簡単にはいかないと思いますけど、安心・安全で、もしかの場合は通行どめにするとか、そういう点で、再度、町長さん、お願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、安全な順から1、2、3、4段階に分けております。4段階の最終のものは、今、通行どめということになっておりますが、早期の措置段階の16橋を、順次、整備をしております。今、設計、工事が終わっておるものもありますし、今から設計に着手しているもの等々はございますが、とにかく3番の早期措置の段階の橋梁につきましては、早期に改修をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 これは先ほどの池と違って、少し池の堤体を取り除く以上に金はかかると思いますけど、安心・安全のために、どうしてもだめな場合は通行どめにすると。車がだめなら、人間もだめだったら人間もだめで通行どめにするというぐらいにしていたかかないと、もし落ちたら落ちたときに、またそのときに拾い上げて直したらええがというんでなくして、最近、ああいう痛ましい事故がたくさん起きておりますので、安心・安全のために行政のほうで調査していただいて、ぜひ安心な町にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。オーケーですか。町長ははいとうなずきまして、建設課長もよっしゃ任せとけといってますので、大丈夫ですので、これで終わります。どうぞよろしくお願いいたします。課長、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○田岡秀俊議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 ただいま議長の許可をいただきました、2番、常包であります。きのうが二十四節気の白露ということで、秋が感じられるというふうに書いておりました。まだまだきょうも残暑が大変厳しいということですが、カレンダーを見てみますと、秋分の日まで2週間ということで、めっきり、朝晩、日が暮れるといえますか、夜が明けののも遅くなったなというふうに感じております。

一般質問の最後ということで、金曜日、そしてきょうの同僚議員の質問と重複するものもあるかもしれませんが、町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、誠意ある回答をよろしくお願いいたします。

私は、一つには、投票率の向上に向けて何ができるか。二つ目に、文化資源と自然環境を結合して相乗効果を図ることで観光資源化をできないか。三つ目として、姉妹都市・友好都市縁組についてということで、大きく三つについて質問をいたします。

一点目は、下がり続ける投票率に対して、町としてどのように現状を分析し、町や選挙

管理委員会として、今後、どのような対策を行っていくのか、どのようなことができるのか、私自身も候補者の、また、議員の一人として一緒に考えていく立場でお尋ねいたします。

さきの参議院議員選挙の投票率は、まんのう町では45.08%、前回より4.76%マイナス、香川県8市9町の中で高松、丸亀、宇多津に次いで4番目に低いとなっております。残念ながら、前回の3年前も4番目に低いという状況でありました。

一番身近な選挙であります昨年の町議会議員選挙においても63.42%、前回に比べて、前回67.05ありましたから、3.63%のマイナスであります。

また、先月27日の新聞におきまして、18歳、19歳の投票率が報道されておりました。参議院選挙では過去最高を県下では記録しましたが、県下全体の平均率が45.31%でありました。その約半分の23.38%、前回から約13%下がっております。

また、まんのう町は県下では18歳、19歳はよいほうではありますが、18歳、39.10%、19歳が18.84%、両方の合計では29.59%であります。

このような若年層の低投票率が報道されましたが、年代別の投票率の動き、推移、また、現状についてどのように分析をされておりますか、お考えをお示しく下さい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の御質問にお答えいたします。

先般、7月に行われました参議院議員通常選挙では、10代から70代までの10歳ごとの年齢別及び80代以上に分けました年齢ごとの投票率で分析しますと、町全体の投票率45.08%を上回っているのは50代から70代となっております。若い世代になるほど低くなる傾向にあり、特に20代では約26%程度と、18、19歳の合計より低い投票率となっております。

また、身近な選挙の町議会議員選挙で投票率の推移を分析しますと、平成18年の選挙では、40代以上から全体の投票率を上回っておりましたが、平成30年の町議会議員選挙では、参議院議員通常選挙と同じく50代から70代となっております。もう少し細かく分析いたしますと、50代後半から上回る結果となります。

このデータから、選挙、政治に関心のある世代が年々上がっていることがわかります。また、10代より20代が低くなるところが、今後、注視すべき点の一つと考えます。

近年、選挙の投票率は、御存じのとおり、どんどん低くなり、どの選挙も右肩下がりの傾向にあります。現在、選挙管理委員会としてこのデータ分析をもとに投票率向上対策を進めておるところでありますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。特に若年層の中でも19歳が極端に下がるということについて、どのようなものが対策として考えられておるのか。今、投票率向上対策というようなこともされておるということでありましたが、どのようなことが実際に考えられておるのかお聞かせ願いたいと思います。

投票立会人というのは現在公募してないと思うんですが、18歳、19歳も含めて若者にも公募を広く一般に求めて、選挙事務であるとか投票所のことを経験、体験してもらうということもどうなのかなというふうに思います。選挙管理委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

また、18歳を迎える高校生に対して、県の選挙管理委員会が中心となって実施しております出前講座というのが言われております。そういうことで意識の向上を図ることも大切だとは思いますが、しかし、18歳、あなたが選挙権、ことしから選挙、投票行けますよという、突然そこからの教育ではなくて、小学生や中学生の段階から、その子供たちの年代に応じた教育、将来、大きくなって主権者としての意識が芽生えるような教育が必要かと思えます。義務教育の中で社会を構成する一員としての人権意識や責任を自覚できるように学んでいくことが、将来、有権者としての自覚を生むものだと考えます。教育長が常におっしゃる生きる力を大切に教育に通じるものがあるのではないかというふうに考えます。

まんのう町の義務教育機関における主権者教育といいますか、実践例も含めて教育委員会のお考えをお聞きします。よろしくお願ひします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員の質問にお答えしたいと思います。

投票率向上を目指すための義務教育段階での主権者教育についてのお尋ねでございます。

常包議員さんも御指摘のとおり、先般の参議院議員選挙におきまして、投票率がまんのう町におきましても45.08%であり、前回よりも低下しておりました。これは全国的な傾向ではありますが、教育委員会におきましても、義務教育段階で何ができるのか積極的に検討していかなければならない課題であると認識しているところでございます。

常包議員さんも御存じのとおり、小中学校におきましては、子供たちに投票率を向上させるためにいかにあるべきかといったことを直接指導しているわけではございません。義務教育諸学校におきましては、教育基本法におきまして、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と規定されておきまして、それを受けまして学習指導要領が定められ、さらに教科書が編集されているわけでございます。各学校におきましては、それらをもとに学校の教育目標や教育計画が作成され、総合的な学校運営が実施されているところでございます。こういった経過の中で、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として人間づくりを目指しているわけでございます。当然、民主主義の根本であります選挙権についての学習も重要でございます。

具体的な事例で御説明させていただきます。

教育課程の中に特別活動という分野がございます。小学校におきましては児童会活動、中学校におきましては生徒会活動というものでございます。児童生徒が自分たちの問題を自分たちで自主的、自治的に解決していくための仕組みであります。児童会長、生徒会長等

役員を選挙いたしまして、選出するという方法をとっております。その運営につきましては教員の指導のもとで行われているところでありまして、主権者教育の好事例ではないかと考えておるところでございます。

また、小学校の6年におきまして、国や地方公共団体の政治の取り組みに関する内容がございます。ここでは、国民主権のもと選挙について学習することとなっております。こういった経験や学習を通して、幅広く公共の精神を大切にして、社会でたくましく生きていくための人間形成も学んでいくことになっております。

どちらにいたしましても、子供たちは大人の背中を見て大きくなっているわけであり、大人の選挙投票行動や家庭での常日ごろの話題等も影響していくのではないかと考えております。学校教育におきましても、選挙の投票率だけでなく、政治のあり方につきまして、新聞等を活用した学習指導等を取り入れて、積極的な指導に心がけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

投票立会人の公募は、全国でも募集しているところがあることを選挙管理委員会としても把握をいたしております。

また、御質問のように投票立会人を務め、選挙を実際に体験して若い世代から関心を持っていただくということは有効な手段の一つと考えており、現在、情報収集及び検討中でございます。

今後、投票立会人の公募、また、投票事務従事者に若い世代の方を採用するなど、若年層の投票率向上対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。

先ほど教育長が言われたように、若者が投票所へ足を運ぶ一番の力は、家庭での保護者の行動だというふうに私も考えます。子供が小さなときから、親が選挙に行く姿を見せたり、また、選挙の話を家庭でしたりということが一番大切ではないかと思えます。残念ながら、そこでの家庭教育というのがだんだん形骸化というか、不十分になっているところも感じます。ぜひ家庭教育との連携を補完する意味で、学校教育の充実を再度お願いしておきたいというふうに思います。

次に、投票時間についてお伺いいたします。

選挙の投票の終了時刻が、1998年（平成10年）に午後6時から午後8時に延長されました。延長されてからの投票率、そして午後6時から午後8時までの投票者数というのはどのくらいおいでのでしょうか。私は期日前投票が午後8時まで行われ、投票自身も簡素化、簡略化され、非常に便利になってきておりますので、期日前投票をする方が毎回ふえております。ですから、投票日当日については、投票時間を繰り上げて終了しても

よいのではないかというふうに考えます。例であります、以前の午後6時まででもよいのではないかというふうに思っております。

公職選挙法第40条においては、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合、投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるというふうに定めております。投票時間の延長により、先ほども出ましたが、投票立会人の確保というのも非常に大変と聞きます。

また、立会人の方や町職員の負担、人件費の軽減にもつながることから、開票時間のスピードアップにもつながるといふふうにも考えますし、また、何よりも期日前投票の充実をしてきていることから、私たち有権者、選挙人にとりまして、投票日だけ仮に午後6時で終了になっても大きな支障はないのではないかと、このように考えます。

なお、島根県におきましては、全投票所の94.1%、鹿児島県では90.6%、群馬県では88.2%、茨城県で87%の投票所が終了時刻を繰り上げております。

選挙管理委員会では、このようなことが議論されたことがあるのでしょうか。ぜひお考えをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、延長されてからの午後6時から午後8時までの投票者数及び投票率ですが、7月の参議院議員通常選挙では、投票者331人の約2.1%、平成30年の町議会議員選挙では、投票者453人の約2.9%の投票率となっております。また、選挙によっては2時間で投票者数が1桁の投票所が幾つかあり、中には19時から20時が0人のところもございます。

この投票終了時間の繰り上げは全国でも県内でも実施されており、当町でも琴南地区の三つの投票所が、投票所から開票所までの距離が遠い、送致に時間がかかるためとの理由で繰り上げを行っております。

また、他の投票所の終了時間の繰り上げにつきましては、投票に支障を来さないようアンケート等を実施し、有権者の皆様の御意見を聞きながら、投票立会人の負担軽減、開票時間のスピードアップなど多角的に検討し、実施する必要があると考えます。

また、町内の投票所には駐車場の少ない施設などがあり、投票所の変更、統合など、いろいろな面で投票環境向上を今後も目指していく必要があると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。非常に6時から8時は少ないということと、その方が6時までやったら4時から6時ごろ来とったかもわからない。8時まで延びているから、8時に来ている方も中にはおいでるのではないかと推測します。ぜひ住民の皆さんの御意見も踏まえて、選挙管理委員会で御議論いただいて、県内ではこういうことは余り少ないですけど、山間、僻地、島嶼部とか、そういうところしか繰り上げは余りな

いようですが、先ほど紹介いたしましたように、全国的にはそれが普通のような県もあるわけですから、議論をいただきたいというふうに考えます。

最後に、投票率向上対策としての参考事例を紹介いたしますので、ぜひ選挙管理委員会の中で御議論をいただきたいというふうに思っております。

福岡県の古賀市では、投票に行った人に対して投票証明書を交付をし、あらかじめ登録をされたお店で優遇サービスを受けることができるというような選挙割という制度を民間団体が始めております。制度の趣旨や、その制度の成果といたしますか、そういうことを良として、現在では選挙管理委員会がこういうチラシの印刷費をその団体に委託をしている、費用を選挙管理委員会が出して、30万円程度というふうにお聞きしましたが、そういうような取り組みがされています。

また、これに対して、学生に対しては学生割というのをプラスしてといった仕組みも行われているようであります。

なお、古賀市では全ての投票所が午後6時で終了しているようであります。

そのほか、商業施設への期日前投票所設置というのは高松市でも行われておりますが、島根県浜田市では、統廃合で投票所がなくて、その投票所の機能を確保するために、車で地域を回って、期日前の移動投票車を運行するであったり、投票所に対して移動が困難な障害者であったりそういう方に対して車を配置するとか、先ほども出ておりましたが、投票環境の向上に対して取り組みが全国各地で工夫をされております。総務省から公表もされておりますので、ぜひ選挙管理委員会の中で積極的に議論をいただきたいというふうに考えます。

以上で、1点目の質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 2点目につきましては、交流人口を拡大していくために、他の市町村にまんのう町として誇れる豊かな自然環境、そして文化資源を融合、結合して観光資源化することは必要があるのではないかというふうに考えております。ない物ねだりではなく、私たちの周りに埋もれている宝物を、あるもの探しをする、そのような視点でというか、考え方が大切ではないかというふうに考えます。

人口減少社会におきまして、少子高齢化社会におきまして、自治体間競争を勝ち抜いていく、そして近隣市町と共存していく、そのための施策をお伺いします。

最初に、満濃池が国の名勝にこの秋にも指定されるとお聞きしました。まんのう町にある文化遺産、文化財はどのようなものがあるのでしょうか。

先日、教育委員会にお伺いしたところ、いろんなパンフレットを拝見いたしました。よく知らないものが私自身もありました。これらの文化財が、今現在、どのように活用されているのか、最初にお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の御質問は、文化資源と観光資源の結合についてでございます。

まんのう町には、国指定・登録の文化財が5件あります。国指定重要無形民俗文化財であります綾子踊を初め、国指定史跡の中寺廃寺跡、国指定天然記念物の天川神社社叢、国の登録有形文化財の満濃池樋門と重田家住宅がございます。

香川県の指定文化財は3件で、無形民俗文化財の大川念仏踊、天然記念物の杉王神社の杉、有形文化財の木造菩薩立像があります。まんのう町の指定文化財としては、有形文化財が13件と無形民俗文化財1件、天然記念物2件がございます。

そのほかに古墳や城跡など多くの文化財があります。この文化財を知っていただき、次の世代につなげていくよう、定期的に文化講座を開催したり、文化財を活用した山歩き、町歩き、文化財保護協会主催による子供たちに文化財学習などを行っております。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。先日、来年度からの総合計画の審議会を傍聴いたしました。その中で明らかにされました住民アンケートの結果は、まんのう町としてほかに誇れるものの1番は豊かな自然ということが出されておりました。竜王山や大川山と続く阿讃山脈、そして土器川を初め県境を源とする清水、そして夏でも本当に冷やとする爽快感、町にはない、都会にはない環境があるのではないかとというふうに感じます。何げない自然環境の中に、ほかに自慢をできる、ほかの人がうらやむものが眠ってはいないでしょうか。三豊市の父母ヶ浜は本当によい見本だというふうに感じます。

このまんのう町のすばらしい自然の中に点在しております、先ほど紹介がありましたが、文化財、文化遺産とマッチングする、融合することによって、観光資源としてPRすることはどうでしょうか。

文化財も、先ほど紹介がありましたが、一つ一つ単体ではなく、連結、結合してPRするほうが有効と考えます。歴史と振興、太古の香りがする阿讃山脈のような一つの何かキャッチフレーズをつくりながら、大川神社や中寺廃寺、そして満濃池を結んで売り出すことはどうでしょうか。

満濃池一周道路につきましては、先輩議員が今まで何度か質問がありました。また、中寺廃寺で言えば、平成27年9月の議会で秋に現地見学会などを実施し、大川山周辺の自然や文化財のモデルコースやイベントを設定していくというふうにありました。文化財と同様に、琴南、仲南の二つの泉質のよい温泉もセットにして考える必要があると思います。大川山キャンプ場とまんのう天文台の整備、活用はどのようにお考えでしょうか。

また、まんのう町にはゴルフ場が3カ所あります。平成23年の9月議会では、当時4カ所ありましたが、ゴルフ場も観光資源の一つと考え、中国観光客の誘致をまんのうツーリズム協会にて検討を申し入れているというふうにありました。その後、観光資源としてどのような活用がされてきているのかお伺いいたします。

そして、まんのう町には観光に不可欠な宿泊施設が大変少ないことから、近隣市町との

連携が必要になります。定住自立圏構想も余り具体的に展開されていないように感じます。中心市である丸亀市が中心の事業のように映っております。もう少しまんのう町から、こちらから積極的に活用することはどうでしょうか。

10月25日から11月10日開催されます山なみ芸術祭は、瀬戸内国際芸術祭の秋会期と一部重なっているようですが、宣伝不足ではないでしょうか。瀬戸芸の陰に隠れているように映ります。ひまわりオイルとオリーブオイルの関係を連想してしまったのですが、執行部の考え方をお聞きします。よろしくお願ひします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの2点目の質問にお答えいたします。

まんのう町には日本最大級のかんがい用ため池「満濃池」があり、この満濃池は古代以来の巨大な堰堤の構築によって形成された広大なため池で、流域の地勢や遥かに遠望する山並みとともに、すぐれた風致景観を呈するとともに、近世から近代を通じて広く親しまれてきた名所であることから、この満濃池を保護し、未来へとつなげるために、満濃池を国の名勝指定に取り組んでおります。

先般、6月21日に開催されました国の文化審議会は、文部科学大臣に指定を行うよう答申されました。満濃池が名勝指定される見通しであり、指定されれば、全国418件の名勝指定となりますが、ため池としての指定は全国初となります。

また、平成28年11月に、世界かんがい施設遺産の登録や国の登録有形文化財である満濃池樋門、日本の水の郷百選、日本の音風景百選、日本の渚百選、ダム湖百選に認定されており、大いに集客力のある資産でございます。この満濃池は香川県にとっても大いに集客力のある資産であることから、香川県と連携を図り、集客の増大に取り組んでまいりたいと考えております。

本町の魅力を町内外の多くの人にPRし、まんのう町に関心を持ち、来町され、先では住んでもらえる人がふえてくるよう、観光資源である豊かな自然、歴史や史跡、特産品を初めとする食文化、趣のある古民家など、本町の観光資源、集客資源を連携・活用し、積極的に町の潜在的に持っている魅力を広めていく必要があると考えております。

そのためには、町の情報発信体制の強化と独創的な企画力が必要であり、新鋭的な感性と豊かな感受性を備えた人材確保や組織的な取り組み、インストラクターやボランティアガイドの育成などが不可欠でございます。

町内の観光施設には年間130万人を超える人が訪れ、モンスターバッシュやウィンターファンタジー、かりんまつりなど大きな集客イベントがありますが、少しでも多くの人々が本町に滞在し、より多くの施設を利用していただけるよう仕掛けを考えていくとともに、町歩き、山歩き、歴史探訪などの企画イベントの推進やインスタ映えのする場所を開拓し、プロデュースしていくなど、本町がもともと持っている観光資源を生かして、町の知名度を上げていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

山なみ芸術祭についてでございますが、先般、「かがわ・山なみ芸術祭2019 SH

「IONOE・MANNOU」のポスターが完成し、町内外の主要な公共施設等での掲示やホームページに掲載をし、周知を開始しております。まんのう町での会期は10月25日、金曜日から11月10日、日曜日の期間となっていますので、多くの方の来場をお願いしたいと思います。御理解をよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。私がお話ししたのも、若干、将来、夢に聞こえるような部分も、現実味が薄いのがあったかもしれませんが、長い目で見た行政運営、計画というのが必要というふうに考えます。実行には相当の予算が必要になると思いますが、計画的に進めていただきたいというふうに思います。

山なみ芸術祭については、前回、私、そのこと余り記憶がないんですけど、ちょっと瀬戸芸とかが中心に香川県は売り出しをしています、そことの連携というか、タイアップした形での企画というのは、期間的なものも含め、海も山もという形で、香川県全体で考えることはできなかったのかなというふうに思ったりしております。何となく瀬戸芸の陰に隠れた存在で知らないんじゃないかなというふうに感じております。

先ほども私が何点か話をしましたが、現時点での整備計画がありましたらお示しいただきたいと思います。

先ほど、満濃池、いろんな文化財の活用について、一周道路も含めて具体的な計画があればお示しいただきたいと。

○田岡秀俊議長 答弁、生涯学習課長、松下信重君。

○松下生涯学習課長 常包議員の質問にお答えします。

満濃池が名勝指定になる見通しということで、満濃池が名勝指定になれば、その後、満濃池を保護、また活用するという、指定以後に保存活用計画というものを策定していく予定にしております。こちらのほうは満濃池を活用ということで、周辺のところの計画はしていこうというふうなことを思っております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 常包恵君。 (大西豊議員退席 午前11時17分)

○常包恵議員 満濃池の活用、一周道路の話も含めて、以前から先輩議員が質問を重ねております。ぜひ計画的な活用、整備を進めていただきたいと思いますが、私は満濃池と他の文化財、そこをつなげて考えていく必要があるのではないかというふうに、単体ではなくて、広くつなげて交流、訪れていただける方が歩いていただく、そういうふうな仕掛けが要るのではないかと思っておりますので、答弁は必要ありませんが、ぜひ具体化を進めていただきたいというふうに思います。

以上で、2点目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 それでは、3点目の質問に移ります。

姉妹都市・友好都市についてお伺いいたします。

姉妹都市であるとか友好都市、親善都市、いろんな呼び方があろうかと思いますが、まんのう町におきまして、そのような関係の町と申しますか、そういう縁組をしている町はないというふうにお聞きしています。

合併前の旧3町、それぞれの町においても、そのような関係というのはなかったというふうにお聞きしております。

私は、国内、国外を問わず、町と町、またそこに住む住民同士が親戚関係のような関係を結んで、親しく交流をしていくということは大変有意義でないかというふうに考えます。そこに住む、まんのう町であればまんのう町の住民が相手の町を好意を持ってつき合うということは、私たち自分の町をより好きになる必要があります。自分の町を相手の町に知ってもらわなければいけない。ですから、自分の住む町を改めて見直すことによって、セールスポイントと申しますか、誇りになる部分をはっきりそれぞれ持つてないかというふうに考えます。愛着も一層強くなるのではないかと思います。

しかしながら、交流する相手が毎年変わったり、交流の目的、意図、そして理由などが明確でない場合、交流の内容も深まらない。そして、住む私たち住民においても、その交流自身が余り残らない、つながらないのではないかというふうに心配をします。

以上のようなことから、友好都市縁組を目指して交流活動を取り組んでいくことが必要でないかというふうに思います。そして、その相手にはまんのう町と何らかの関係がある町、先ほどからお話をしています文化であったり歴史、また、まんのう町の地形であったり、何かお互いの町同士が関係性がある、関連がある町を選んで交流を進めていくことが大切かと思いますが、執行部のお考えをお聞きします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。 (大西豊議員着席 午前11時20分)

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

常包議員の御質問は、姉妹都市・友好都市についてでございます。

姉妹都市とは、文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市であります。姉妹都市交流は自治体が行う国際交流を推進する典型的な手法の一つで、住民が参加できる機会も多いことから、国際交流施策の中核として重要なものとなっております。姉妹都市交流には相互理解や国際親善の推進、地域の振興、活性化、さらには国際社会の平和と繁栄への貢献といったことが期待されております。姉妹都市・友好都市との提携による交流は、双方の自治体にとって文化的、教育的、国際的、行政的、経済的に大きな効果があるとのことで、町にとって意義のあることだと思っております。

また、姉妹都市・友好都市の提携は市町間の防災協定と同様に、災害時の被災地支援や被災者の受け入れ、復旧支援など、非常時に大きな効果がございます。有事の際には特別の連帯感を持って助け合う力が働くようでございます。

全国で既に提携を結んでおります例を見ますと、その多くが民間レベルでの交流をきっかけに、時間をかけて姉妹都市・友好都市への要望が高まり、その後の自治体同士の交流を通して提携に至る例が多いようでございます。今後、国内・国外問わず縁組を進めてい

くためには、本町と共通する、また共感できる地勢や文化、歴史や特産などを持つ自治体との御縁をつくりながら地道に育んでいきたいと思ひます

現在、まんのう町では国際化社会に対応する施策の一つとして、台湾の屏東大学生と交流を行っております。この交流はまんのう町の出身者である方の支援により交流が始まり、今年度で3年目を迎えております。国際交流を始める上では、言語の違いにより交流が難しいのですが、交流を行っている屏東大学生は日本語を学んでいる学生ですので、誰とでもスムーズに会話ができ、国際交流を始めるきっかけとしてよい交流ができていると思ひます。

また、満濃中学生の海外派遣では、交流や体験学習、ホームステイなどを通じて多様な価値観を学び、受け入れ、広い視野で見ることのできる国際性豊かな人材の育成と、まんのう町のよさを再認識するために行っております。

また、自分たちが学んだ外国語である英語がどの程度通用するのか知ることでも大変よい経験になっていると思ひます。派遣先は、保護者からの声で英語圏のこと、治安がよいこと、距離が近いこと、ホームステイの受け入れがしやすいことなどを総合的に検討した結果、ここ数年はシンガポールに派遣いたしております。

また、最近では地域間の経済交流、産業、学術交流を推進するために、経済分野に特化した経済交流協定を締結するなどの事例もあり、姉妹都市提携以外にも地域の特性を生かし、相互発展を目指す取り組みが行われています。

まんのう町では、文化財の分野に特化した佐文の綾子踊が新潟県柏崎市の綾子舞との交流も行っており、本年2月には、綾子踊を初めとする風流グループの全国組織が設立されたことで、風流に属する団体との交流が盛んになるものと思ひます。

また、本年7月のひまわり祭りにあわせてひまわりオイルサミットも開催され、ヒマワリを通じた交流も盛んになっていくと思われまひます。

今後は、まんのう町の地域活性化にとって、歴史的、文化的、経済的など、分野や相手先、また、姉妹都市提携なのか、交流協定なのかなど、総合的に検討してまいりたいと考へておりますので、よろしくお願ひいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。県内8市9町の状況を、私もネットですが、調べてみますと、多くの、県内でも市段階では海外も含めて複数の町と縁組を結んでいるようでありまひます。旧町の中でも、どこの町とも関係を結んでいない、結んだときと今がだんだん関係が、交流が少なくなっているかどうかは別にいたしまひして、結んでいないというようなところは宇多津とまんのう町だけのように見受けられまひましたが、近くで見ますと、琴平町は、最近、台湾の新北市の瑞芳区ですかね、そこの相互交流、そして島根県の出雲市、新潟県の弥彦村とあるようです。そして多度津町では富山県の南砺市と交流を進めているようでありまひます。市でも、そこが合併前の南砺市に含まれる町かもわかりまひませんが、そういう形で交流がされているようでありまひます。

まんのう町におきましては、先ほど町長から紹介がありましたが、中学生のシンガポール、そして台湾の屏東大学との交流、また、佐用町などヒマワリを通じた交流、綾子踊を通じた柏崎市との交流などがされており、それぞれの部門においてされています。町長がありましたように、部門別の交流縁組というの最近は全国的にはあるようですが、ぜひ、現在行われている交流活動を見直しも含めながらしていただきたいなど。そして、友好都市縁組に発展できるように交流を深めていただくことをお願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、9月25日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日は、これにて散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年9月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員